

水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例

昭和47年7月14日

条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。)第3条第3項及び第4項の規定に基づき、同条第1項の排水基準にかえて適用すべき排水基準及び当該排水基準を適用すべき区域の範囲について定めるものとする。

(上乗せ排水基準)

第2条 法第3条第3項の規定に基づき、同条第1項の排水基準にかえて適用する排水基準を別表第1、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5のとおり定める。

(適用区域の範囲)

第3条 前条の規定により定める排水基準を適用する区域は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1に定める排水基準を適用する区域 第1区水域、第2区水域、第3区水域及び第4区水域
- (2) 別表第2に定める排水基準を適用する区域 第1区水域
- (3) 別表第3に定める排水基準を適用する区域 第2区水域
- (4) 別表第4に定める排水基準を適用する区域 第3区水域
- (5) 別表第5に定める排水基準を適用する区域 第4区水域

2 前項の水域の範囲は、次のとおりとする。

水域	範囲
第1区水域	紀の川、橋本川、貴志川、土入川、大門川、有本川、真田堀川、市堀川(紀ノ川大橋から上流の水域)、和歌川(旭橋から上流の水域)、和田川、日方川(新湊橋から上流の水域)、山田川及び有田川(安諦橋から上流の水域)並びにこれらに流入する公共用水域
第2区水域	日高川及びこれに流入する公共用水域
第3区水域	次に掲げる海域等及びこれらに流入する公共用水域(第1区水域に含まれる水域を除く。) 1 和歌山市、海南市、有田市、湯浅町、広川町、由良町及び日高町の地先海域 2 築地川及び水軒川 3 市堀川紀ノ川大橋、和歌川旭橋、日方川新湊橋、女良川旭橋、加茂川硯橋及び有田川安諦橋の各下流の河川の区域に含まれる水域
第4区水域	新宮市鈴島の北緯33度40分53秒東経135度59分38秒の地点と赤島の北緯33度39分37秒東経135度59分49秒の地点を結んだ直線、同島の北緯33度39分35秒東経135度59分47秒の地点から北238度に見通した直線、三輪崎漁港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 47 年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に法第 2 条に規定する特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場または事業場から第 3 条に規定する区域に排出される排水については、第 2 条の規定は、1 年間はこれを適用しない。

附 則(昭和 48 年 12 月 19 日条例第 49 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に法第 2 条に規定する特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場から第 3 条第 2 号に規定する区域に排出される排水については、第 2 条の規定は、3 月間はこれを適用しない。

附 則(昭和 49 年 10 月 16 日条例第 52 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 49 年 11 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に水質汚濁防止法第 2 条に規定する特定施設(以下「特定施設」という。)を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場(以下「既設の工場又は事業場」という。)からこの条例による改正後の水質汚濁防止法第 3 条の規定に基づく排水基準等を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第 3 条に規定する区域に排出される排水については、改正後の条例第 2 条の規定は、次の各号に掲げる水域につきそれぞれ同号に規定する日までは、適用しない。
 - (1) 第 1 区水域及び第 3 区水域に排出されるもので、1 日の平均排水量が 5,000 立方メートル以上にあつては昭和 50 年 12 月 31 日、5,000 立方メートル未満にあつては昭和 51 年 6 月 30 日
 - (2) 第 2 区水域に排出されるものについては、昭和 50 年 10 月 31 日
- 3 この条例による改正前の水質汚濁防止法第 3 条の規定に基づく排水基準等を定める条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づく排水基準が適用されていた既設の工場又は事業場に係る排水基準については、前項に規定する日までは、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 昭和 47 年 10 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に、特定施設を設置(増設を含む。)し、排水を排出している工場又は事業場で改正前の条例の規定に基づく排水基準が適用されているものに係る排水基準(1 日の平均排水量が 10 万立方メートル以上の工場又は事業場についての生活環境に係る排水基準を除く。)については、改正後の条例の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年 12 月 25 日条例第 83 号)
この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 26 日条例第 11 号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 24 日条例第 66 号)
この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日条例第 24 号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 7 月 5 日条例第 58 号)
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 附則別表に掲げる業種に属する特定事業場(法第 2 条第 5 項に規定する特定事業場をいう。次項及び第 4 項において同じ。)から第 3 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに規定する区域(以下「適用区域」という。)に排出される水の汚染状態についての法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準については、この条例による改正後の水質汚濁防止法第 3 条の規定に基づく排水基準等を定める条例第 2 条の規定にかかわらず、平成 19 年 10 月 31 日までの間は、なお従前の例による。
- 3 附則別表に掲げる業種に属する特定事業場が同時に同表に掲げる業種以外の業種に属する場合は、当該特定事業場は同表に掲げる業種に属するものとする。
- 4 附則別表に掲げる業種(下水道業を除く。)に属する特定事業場から排出される水(適用区域に排出されるものを除く。)の処理施設については、当該処理施設に水を排出する特定事業場の属する業種に属するものとみなして、第 2 項の規定を適用する。

附則別表(附則第 2 項、第 3 項及び第 4 項関係)

業種
金属鉱業、無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業(ソーダ工業、無機顔料製造業、圧縮ガス・液化ガス製造業及び塩製造業を除く。以下同じ。)、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業、建設用・建築用金属製品製造業(表面処理を行うものに限る。)、溶融めっき業、電気めっき業、下水道業(金属鉱業、無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業、建設用・建築用金属製品製造業(表面処理を行うものに限る。)、溶融めっき業又は電気めっき業に属する特定事業場(下水道法(昭和33年法律第79号)第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。)から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。)

備考 この表において「一定の条件」とは、排出基準を定める省令等の一部を改正する省令(平成 18 年環境省令第 33 号)附則別表備考 2 に規定する一定の条件をいう。

附 則(平成 27 年 3 月 13 日条例第 17 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 金属鋳業、非鉄金属第 1 次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。以下同じ。)、非鉄金属第 2 次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。以下同じ。)又は溶融めっき業(溶融亜鉛めっきを行うものに限る。以下同じ。)に属する特定事業場(水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。)第 2 条第 6 項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。)から公共用水域に排出される水(以下「排水」という。)の法第 3 条第 1 項に規定する排水基準(以下「排水基準」という。)は、平成 29 年 11 月 30 日(金属鋳業に属する特定事業場にあつては、平成 31 年 11 月 30 日)までの間は、この条例による改正後の水質汚濁防止法第 3 条の規定に基づく排水基準等を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定の適用については、金属鋳業に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合には、金属鋳業に属するものとし、非鉄金属第 1 次製錬・精製業、非鉄金属第 2 次製錬・精製業又は溶融めっき業に属する特定事業場が同時に他の業種(金属鋳業を除く。)に属する場合には、非鉄金属第 1 次製錬・精製業、非鉄金属第 2 次製錬・精製業に属するものとする。
- 4 金属鋳業、非鉄金属第 1 次製錬・精製業、非鉄金属第 2 次製錬・精製業又は溶融めっき業に属する特定事業場から排出される水(排水を除く。)の処理施設については、当該処理施設に水を排出する特定事業場の属する業種に属するものとみなして、前 2 項の規定を適用する。
- 5 平成 26 年 12 月 1 日において現に設置されている法第 2 条第 2 項の特定施設(設置の工事がなされている施設を含む。)を設置する特定事業場の排水のカドミウム及びその化合物についての排水基準は、平成 27 年 5 月 31 日(当該施設が水質汚濁防止法施行令(昭和 46 年政令第 188 号)別表第 3 に掲げる施設である場合にあっては、同年 11 月 30 日)までの間は、改正後の条例第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 3 月 23 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 6 年 7 月 5 日条例第 52 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 電気めっき業に属する特定事業場(水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号。以下この項及び第 5 項において「法」という。)第 2 条第 6 項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。)から公共用水域に排出される水(第 4 項及び第 5 項において「排水」という。)の法第 3 条第 1 項に規定する排水基準(第 5 項において「排水基準」という。)は、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、この条例による改正後の水質汚濁防止法第 3 条の規定に基づく排水基準等を定める条例(第 5 項において「改正後の条例」という。)第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 電気めっき業に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合には、電気めっき業に属するものとして、前項の規定を適用する。
- 4 電気めっき業に属する特定事業場から排出される水(排水を除く。)の処理施設については、電気めっき業に属するものとみなして、前2項の規定を適用する。
- 5 この条例の施行の際現に設置されている法第2条第2項の特定施設(設置の工事がなされている施設を含む。)を設置する特定事業場の排水の六価クロム化合物についての排水基準は、令和6年9月30日(当該施設が水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第3に掲げる施設である場合にあっては、令和7年3月31日)までの間は、改正後の条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1(第 2 条関係)

有害物質に係る排水基準(許容限度)

区 分		種 類	シアン化合物	有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びEPNに限る。)
		企業種	新設の工場 又は事業場	1リットルにつき シアン0.5ミリグラム

備考

- 1 「新設の工場又は事業場」とは、昭和 49 年 11 月 1 日以後において特定施設を設置(増設を含む。)する工場又は事業場をいう。
- 2 この表の排水基準の数値は、排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

別表第2(第2条関係)

第1区水域に適用する生活環境に係る排水基準(許容限度)

(その1)

区分	項目 平均排水量 [m ³ /日]	生物化学的 酸素要求量 [mg/L]		化学的 酸素要求量 [mg/L]		浮遊物質 量 [mg/L]		ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 (鉱油類含有 量) [mg/L]	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 (動植物油脂 類含有量) [mg/L]	フエ ノール 類含有 量 [mg/L]	銅 含有量 [mg/L]	亜鉛 含有量 [mg/L]	溶解性 鉄含有 量 [mg/L]	溶解性 マンガン 含有 量 [mg/L]	クロム 含有量 [mg/L]	
		日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大									
全業種	既設 の工 場又 は事 業場	50以上500未満	120	160	120	160	150	200	5	30	5	3	2	10	10	2
		500以上2,000未満	100	140	100	140	130	180	5	30	3	3	2	10	10	2
		2,000以上5,000未満	80	110	80	110	100	150	3	10	2	3	2	10	10	1
		5,000以上10,000未満	60	90	60	90	80	110	2	10	1	2	2	5	5	1
		10,000以上30,000未満	40	60	40	60	60	80	2	5	1	1	1	5	5	1
		30,000以上100,000未満	25	40	25	40	40	60	2	5	1	1	1	5	5	1
		100,000以上	15	25	15	25	30	40	2	5	1	1	1	5	5	1
	新設 の工 場又 は事 業場	50以上500未満	80	110	80	110	90	140	5	30	5	3	2	10	10	2
		500以上2,000未満	60	90	60	90	80	110	2	5	1	1	1	5	5	1
		2,000以上5,000未満	40	60	40	60	60	80	2	5	1	1	1	5	5	1
		5,000以上20,000未満	20	30	20	30	40	60	2	5	1	1	1	5	5	1
		20,000以上100,000未満	15	25	15	25	30	40	1	5	1	1	1	5	5	1
		100,000以上	7	15	7	15	30	40	1	5	1	1	1	5	5	1

備考

- この表は、下水道終末処理施設については適用しない。
- 「新設の工場又は事業場」とは昭和49年11月1日以後において特定施設を設置(増設を含む。)する工場又は事業場をいい、「既設の工場又は事業場」とは昭和49年11月1日前に特定施設を設置している工場又は事業場(特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)をいう。
- この表の排水基準の数値は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(その2)

区分	項目	生物化学的酸素要求量 [mg / L]		浮遊物質 [mg / L]	
		日間平均	最大	日間平均	最大
	排水基準	20	30	50	70

備考

- 1 この表は、下水道終末処理施設について適用する。
- 2 この表の排水基準の数値は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

別表第3(第2条関係)

第2区水域に適用する生活環境に係る排水基準(許容限度)

区分	項目	生物化学的酸素要求量 [mg/L]		浮遊物質濃度 [mg/L]		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) [mg/L]	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) [mg/L]	フェノール類含有量 [mg/L]	銅含有量 [mg/L]	亜鉛含有量 [mg/L]	溶解性鉄含有量 [mg/L]	溶解性マンガ含有量 [mg/L]	クロム含有量 [mg/L]	
		日間平均	最大	日間平均	最大									
全業種	平均排水量 [m ³ /日]													
	既設の工場又は事業場	500以上2,000未満	100	140	130	180	5	30	3	3	2	10	10	2
		2,000以上5,000未満	80	110	100	150	3	10	2	3	2	10	10	1
		5,000以上10,000未満	60	90	80	110	2	10	1	2	2	5	5	1
		10,000以上	40	60	60	80	2	5	1	1	1	5	5	1
	新設の工場又は事業場	50以上500未満	80	110	90	140	5	30	5	3	2	10	10	2
		500以上2,000未満	60	90	80	110	2	5	1	1	1	5	5	1
		2,000以上5,000未満	40	60	60	80	2	5	1	1	1	5	5	1
		5,000以上20,000未満	20	30	40	60	2	5	1	1	1	5	5	1
		20,000以上100,000未満	15	25	30	40	1	5	1	1	1	5	5	1
		100,000以上	7	15	30	40	1	5	1	1	1	5	5	1

備考

- 「新設の工場又は事業場」とは昭和49年11月1日以後において特定施設を設置(増設を含む。)する工場又は事業場をいい、「既設の工場又は事業場」とは昭和49年11月1日前に特定施設を設置している工場又は事業場(特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)をいう。
- この表の排水基準の数値は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

別表第4(第2条関係)

第3区水域に適用する生活環境に係る排水基準(許容限度)

区分	項目	水素イオン濃度(水素指数)	生物化学的酸素要求量 [mg/L]		化学的酸素要求量 [mg/L]		浮遊物質 [mg/L]		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) [mg/L]	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) [mg/L]	フェノール類含有量 [mg/L]	銅含有量 [mg/L]	亜鉛含有量 [mg/L]	溶解性溶鉄含有量 [mg/L]	溶解性マンガン含有量 [mg/L]	クロム含有量 [mg/L]	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大									
全業種	平均排水量 [m³/日]																
	既設の工場又は事業場	50以上500未満		120	160	120	160	150	200	5	30	5	3	2	10	10	2
		500以上2,000未満		100	140	100	140	130	180	5	30	3	3	2	10	10	2
		2,000以上5,000未満		80	110	80	110	100	150	3	10	2	3	2	10	10	1
		5,000以上10,000未満		60	90	60	90	80	110	2	10	1	2	2	5	5	1
		10,000以上30,000未満		40	60	40	60	60	80	2	5	1	1	1	5	5	1
		30,000以上100,000未満		25	40	25	40	40	60	2	5	1	1	1	5	5	1
		100,000以上500,000未満		15	25	15	25	30	40	2	5	1	1	1	5	5	1
		500,000以上3,000,000未満		7	15	7	15	30	40	2	5	1	1	1	5	5	1
	新設の工場又は事業場	3,000,000以上		5	10	5	10	30	40	2	5	1	1	1	5	5	1
		50以上500未満		80	110	80	110	90	140	5	30	5	3	2	10	10	2
		500以上2,000未満	5.8以上8.6以下	60	90	60	90	80	110	2	5	1	1	1	5	5	1
		2,000以上5,000未満	5.8以上8.6以下	40	60	40	60	60	80	2	5	1	1	1	5	5	1
		5,000以上20,000未満	5.8以上8.6以下	20	30	20	30	40	60	2	5	1	1	1	5	5	1
20,000以上100,000未満		5.8以上8.6以下	15	25	15	25	30	40	1	5	1	1	1	5	5	1	
100,000以上500,000未満		5.8以上8.6以下	7	15	7	15	30	40	1	5	1	1	1	5	5	1	
500,000以上	5.8以上8.6以下	5	10	5	10	30	40	1	5	1	1	1	5	5	1		

備考

- 「新設の工場又は事業場」とは昭和49年11月1日以後において特定施設を設置(増設を含む。)する工場又は事業場をいい、「既設の工場又は事業場」とは昭和49年11月1日前に特定施設を設置している工場又は事業場(特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)をいう。
- この表の排水基準の数値は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- この表の生物化学的酸素要求量の項は、第3条第2項の表の第3区水域の項に規定する海域等に流入する公共用水域について適用する。

別表第5(第2条関係)

第4区水域に適用する生活環境に係る排水基準(許容限度)

区 分		項 目	水素 イオン 濃度 (水素指数)	化学的 酸素要求量 [mg/L]		浮遊物質 [mg/L]		ノルマルヘキ サン抽出物質 含有量(鉱油類 含有量) [mg/L]	ノルマルヘキ サン抽出物質 含有量(動植物 油脂類含有量) [mg/L]	フ エ ノ ー ル 類 含 有 量 [mg/L]	銅 含有量 [mg/L]	亜鉛 含有量 [mg/L]	溶 解 性 鉄 含 有 量 [mg/L]	溶 解 性 マンガン 含有 量 [mg/L]	クロム 含有量 [mg/L]	
				日間 平均	最大	日間 平均	最大									
全 業 種	平均排水量 [m ³ /日]															
	既設の工場 又は事業場	5,000以上		80	100	50	70	2	10	1	2	2	5	5	1	
		50以上500未満		120	160	150	200	5	30	5	3	2	10	10	2	
	新設の工場 又は事業場	500以上 5,000未満	5.8以上 8.6以下	60	90	80	110	2	5	1	1	1	5	5	1	
		5,000以上 50,000未満	5.8以上 8.6以下	40	60	40	60	2	5	1	1	1	5	5	1	
50,000以上		5.8以上 8.6以下	20	30	40	60	2	5	1	1	1	5	5	1		

備考

- 1 「新設の工場又は事業場」とは昭和49年4月1日以後において特定施設を設置(増設を含む。)する工場又は事業場をいい、「既設の工場又は事業場」とは昭和49年4月1日前に特定施設を設置している工場又は事業場(特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)をいう。
- 2 この表の排水基準の数値は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(参 考)

上乘せ排水基準適用区域図

